

陳 情 文 書 表 (令和元年9月11日定例会提出)

陳情第19号

奈良市北椿尾町残土搬入に伴う土砂災害及び環境改善に関する陳情書

令和元年8月26日受理

陳情者



奈良市精華地区自治連合会

会長 石 卷 昌 孝 外28名

去る令和元年5月ごろから奈良市北椿尾町字トッ谷地区において、一日に何百台もの大型ダンプトラックが通行し、県道福住矢田原線の一般通行もままならない状況です。この地は、長年にわたり他業者により産業廃棄物の投棄がなされ、甚大な土砂崩れを引き起こしたところです。今回、地元住民に何の説明もなく一方的に残土の投棄をしております。将来の目的も不明で、災害防止対策も行わず、県道から急峻な谷筋へ投棄しており、雨のたびに災害を引き起こし、過去に仮排水路として奈良市により整備していただいた水路も崩壊しています。また、残土投棄場所には個人所有の土地も存在し、何の承諾もなく残土の投棄で埋められている状況です。あわせて、最近の集中豪雨により土砂崩壊を引き起こし、個人所有の土地にも土砂を堆積させ、業者の思うがままに残土の投棄を進めています。

一方、下流域では河川の水質も大変悪くなり、悪臭や農作物の生育にも支障を来しかねない状況のもと甚大な被害が予想されます。また、業者が残土を投棄している場所は、昭和56年に奈良県が県道福住上三橋線の道路改良計画により用地買収をされた土地も含まれ、このまま放置すると民有地のさらなる侵害もさることながら、県の買収地も残土投棄されてしまいます。

これらのことから、行政におかれましては、これ以上の災害と環境破壊につながる残土の投棄を即刻中止させ、破壊した河川の修復、個人地の原状復旧、環境改善の強い行政指導を、地元自治会・水利関係者並びに関係土地所有者署名捺印の上、陳情するものであります。